

ふるさと納税制度の史的考察

浜 恵介

はじめに

「ふるさと納税」。12月になると、さながら年末商戦のような様相を呈し、メディアを賑わしている。ふるさと納税は2008年の制度創設以来、とりわけ2011年の東日本大震災以後あたりから寄附額が増加している。2020年の寄附金額の総額は約6724億円と、前年の4875億円からは約37%増となっている。その背景には新型コロナウイルスの流行に伴う、巣ごもり需要であるとも指摘されているが⁽¹⁾、「ふるさと」に対する「郷土愛」の高まりなど、様々な要因が働いているものと思われる。また、ふるさと納税は、「返礼品がなければ、制度がここまで定着し、活用されることはなかった」⁽²⁾とも言われている。本稿の課題は、昨今話題を呼んでいる、ふるさと納税制度の変遷について、歴史的考察を試みるものである。

ふるさと納税とは、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度である⁽³⁾。住民税納税額の約2割を上限に、税制の寄附金控除として、他自治体への寄附額のほぼ全額が翌年度の住民税から減額される仕組みである。寄附金控除に

は一部自己負担額があるため⁽⁴⁾、地方自治体が自発的に地元産品を返礼品として五月雨式に贈呈し始めた⁽⁵⁾。2011年の東日本大震災をきっかけに制度が定着し始め、2012年9月には返礼品の贈呈に着目したインターネットポータルサイト「ふるさとチョイス」が開設されたことにより、高額で返礼率の高い「返礼品合戦」が地方自治体の中で加熱するようになった。

このため、総務省は2015年4月1日付け、2016年4月1日付けで相次いで「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について（返礼品（特産品）送付について）」という総務大臣通知を発し、換金性の高い返礼品、高額又は返礼割合の高い返礼品を送らないように要請した⁽⁶⁾。そして、2017年4月1日付け総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」では初めて返礼割合の具体的な数値として寄附額の3割と示した⁽⁷⁾。これらの通知は地方自治法第245条の4第1項の技術的助言であるために法的拘束力が無く、技術的助言に従わなかったことを理由とする不利益な取扱いは出来ない（同法第245条第3項）。このため一部の地方自治体は通知を遵守せず、高い返礼率と地元産品以外の返礼品による誘導によって多額のふるさと納税の寄

附を集める状況となった。2017年4月1日に総務省は再び総務大臣通知を発し、3割を超える返礼割合の地方自治体に対して、良識ある対応を要請した。

2017年9月11日に、野田聖子総務大臣が、「制度は存続の危機にある」⁽⁸⁾との見解を発表し、通知を遵守しない地方自治体に対して見直しを要請した。2018年4月1日付け通知ではふるさと納税の返礼品は「地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービス」としたが⁽⁹⁾、「返礼品合戦」はますます過熱していった。このため、総務省は2019年3月に地方税法を改正し、ふるさと納税の返礼品の仕組みについて初めて法的規範として定めた。そして、ふるさと納税が適用出来る地方自治体は国による指定制度によるものとした。

これに対して、最後まで総務大臣通知に抵抗して、高い返礼率と地元産品以外の返礼品で多額のふるさと納税を集めていた大阪府泉佐野市は、他の3自治体と共に2019年6月1日から2020年9月30日までふるさと納税の指定を除外される処分を受けた。この処分に異議を申し立てた泉佐野市は、国地方係争処理委員会を経て法廷で総務省と争い、2020年6月30日に最高裁判所で逆転勝訴した。このように「ふるさと納税」は多くの話題を呼び、その制度の在り方についての議論が行われている。

ふるさと納税を取り扱った先行研究としては、大まかに整理するとその論旨によって2種類に分けることが出来る。第1はふるさと納税による地域経済効果や、地方自治体の資金調達といった長所を論じたもの

であり（本稿では「ふるさと納税地域活性化論」と呼ぶ）⁽¹⁰⁾、代表的論者としては保田隆明が挙げられる。保田はふるさと納税による地域経済の活性化を全国各地の講演で論じ、全国最大のふるさと納税ポータルサイトを運営する株式会社トラストバンクの社外取締役にも就任している⁽¹¹⁾。

第2には、住民自治の本旨や地方税の応益負担からの逸脱、税制上の逆進性、見返りを求める寄附という異質な寄附文化の醸成、ふるさと納税の政策的なギャンブル性から、ふるさと納税の不公平・不整合性を論じたものである（本稿では「ふるさと納税不整合論」と呼ぶ）。ふるさと納税廃止論者として片山善博が挙げられる⁽¹²⁾。先行研究の多くが、ふるさと納税地域活性化論よりも、ふるさと納税不整合論を支持する傾向にある。

ふるさと納税制度は、2008年に創設されたこともあり、制度が目まぐるしく変遷したにも関わらず、これまでの研究では歴史的に論述したものが欠落している。そこで、本稿は、コンテンプラリーヒストリーとして、ふるさと納税制度の歴史的変遷について4期に分けて検討するものである。

本稿の構成としては、1ではふるさと納税制度提言・創設期、2では制度拡充期、3では返礼品競争期、4では指定制度期と4つの時期区分に分けて、ふるさと納税の歴史を俯瞰し、おわりにでは上記のふるさと納税の歴史を踏まえて、返礼品の六大原則とふるさと納税の位置づけについて考察し、ふるさと納税制度の課題を歴史的に俯瞰していきたい。

1. 2008年のふるさと納税制度の提言と創設（第1期：2006～2008年）

「ふるさと納税」制度は、2006年10月20日付けの『日本経済新聞』において、西田一誠福井県知事が「故郷寄附金控除」の導入を発表したことを嚆矢としている⁽¹³⁾。また、それ以前にも2006年の自由民主党総裁選挙に立候補した谷垣禎一財務大臣が、同年8月7日に愛媛県内子町で講演し、個人住民税の一部を「ふるさと共同税」として貯え、人口などを基準に地方自治体に再配分し、その一部は納税者が配分先を指定できる制度を提案している⁽¹⁴⁾。

そして、2007年5月1日に菅義偉総務大臣が、外遊先のパリで住民税の一部を自分の故郷などに納税する構想を同行団に明らかにしたことがきっかけとなった⁽¹⁵⁾。これとほぼ同時期の2007年4月29日に、中川秀直自民党幹事長も、高知における講演で、「東京で活躍している人が、東京に税を納める郷土に税を納めるか選択できるようにしたらいい。税制改革のなかでおおいに検討したらいい」⁽¹⁶⁾と語っている。こうして、2007年6月1日に総務省内に「ふるさと納税研究会」が設置された⁽¹⁷⁾。ふるさと納税が議論される以前から、実際の居住地以外の場所に納税をしたいという事例は存在した。例えば、長野県知事の田中康夫は、厳しい財政の中でも在宅福祉に力を注いでいる意欲的な自治体に税を納めたいとして、県庁所在地の長野市から下伊那郡泰阜村に住民票を移した⁽¹⁸⁾。菅はふるさと納税の検討を指示したのは、少なから

ず田中がきっかけだったと述べている⁽¹⁹⁾。

2007年7月12日には、村井嘉浩宮城県知事、齋藤弘山形県知事、平井伸治鳥取県知事、飯泉嘉門徳島県知事、古川康佐賀県知事の5人が共同で「ふるさと納税制度スキーム」を発表した⁽²⁰⁾。このスキームでは、個人が「ゆかりのある市町村等」に寄附をした場合に、前年の住民税の1割相当額を限度に、所得税と住民税から税額控除するとしている。「納税」という名称であるが、形式的には「寄附」と「税額控除」の組合せ方式を採用しており、その後には制度化されたふるさと納税とほぼ同一のものである。以上のような議論を踏まえて、同年10月5日に総務省の「ふるさと納税研究会」は報告書をまとめ⁽²¹⁾、2008年4月30日に国会で採決され、即日施行された。

2. ふるさと納税の制度の拡充（第2期：2009～2015年）

2008年から2010年までは、寄附金額は60～70億円で推移していたが、2011年の東日本大震災をきっかけに、寄附金額が前年の10倍近くの約649億円に跳ね上がった。翌2012年は約130億円、2013年は約141億円、2014年は約341億円と伸び悩むが、2012年9月には返礼品に着目したインターネットポータルサイト「ふるさとチョイス」（株式会社トラストバンク）が開設され、好評を博するようになると、2015年4月には契約自治体数が300を突破した⁽²²⁾。2014年7月には「さとふる」（ソフトバンクグループ）と「ふるなび」（株式会社アイモバイル）が開設され、2015年7月

にはポータルサイト「楽天ふるさと納税」（楽天グループ直営）と、次々とポータルサイトが開設された。総務省幹部は「自治体なのだから（高額返礼品などで寄附を募るような）おかしなことはしないだろうという前提で制度はつくられた」⁽²³⁾と話している。

ふるさと納税の税控除を受けるためには、確定申告が必要であり、制度開始当初は寄附金の入金も納付書払いの自治体が多かった。2013年9月13日付けの総務省事務連絡により、寄附手続きおけるクレジット決済などへの改善、寄附者への確定申告やe-Taxの周知が要請された⁽²⁴⁾。2015年4月1日には「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設され、確定申告を不要とし、簡易な書類提出により年末調整と同じ状態とする仕組みに改められた⁽²⁵⁾。また、同年1月1日にはふるさと納税の限度額も1割から2割に拡大され、制度の手軽さと拡大により2014年は前年比4倍以上の147億円の寄附額に達した。「マスコミ等の報道において自己負担2,000円で、自己負担を大きく超える返礼品が期待できることが周知徹底されてきた」⁽²⁶⁾ことにより、「返礼品合戦」が地方自治体の間で始まり、制度の矛盾も指摘されるようになった。しかし、ふるさと納税制度の創設の際に菅義偉総務大臣に対して反対意見を述べた幹部が「左遷」されたこともあり、総務官僚らは見て見ぬふりという状態であった⁽²⁷⁾。

3. ふるさと納税の「返礼品合戦」の過熱と総務省による通知（2015～

2018年)

総務省は過熱するふるさと納税の「返礼品合戦」に対して、対処療法的に2015年4月1日、2016年4月1日付けで相次いで「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」という総務大臣通知を发出した。2015年通知では、「換金性の高いプリペイドカード等」や「高額又は寄附額に対して返礼割合の高い返礼品（特産品）」を送らないように要請をした。2016年通知では、より具体的になり、「金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）や「高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）」を送らないように要請をした。またこの両通知では、ふるさと納税は「当該寄附金が経済的利益の無償の供与である」と、ふるさと納税が対価性を求めない寄附であると言及されている。

しかし、ふるさと納税の「返礼品合戦」はますます過熱した。総務省内では、地方六団体又は自治体有志による組織が自主規制のための検討会を設けてルール作りを行うべきとの意見あったが⁽²⁸⁾、2017年4月1日付け総務大臣通知「ふるさとの納税に係る返礼品の送付等について」において初めて返礼割合の具体的な数値を示し、「返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること」とし、さらに「当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること」を要請した。

総務省としては地方分権一括法により中央—地方の関係は主従ではないということから、「ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取組としておこなっている返礼品の送付」⁽²⁹⁾と位置付けていた。このような立場から、総務省から発出された通知は、地方自治法第245条の4第1項の「地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言」いわゆる技術的助言となり、法的拘束力はなかった。このため、一部の地方自治体は通知を遵守せず、寄附金額の3割以上の高い返礼率と地元産品以外の返礼品による誘導で、多額のふるさと納税を集め、ふるさと納税の「返礼品合戦」はますます激化する状況になった。

4. 地方税法改正によるふるさと納税の指定制度（2019年～）

総務省は、2017年4月には緊急の現況調査を行い、同年5月には寄附の受入額が多い200団体のうち見直しが必要な地方自治体に対して、見直しを行うよう文書による要請を実施、同年7月には総務大臣通知を逸脱した約1,000団体に対して、都道府県を通じて見直しを行うよう文書による要請を実施した⁽³⁰⁾。同年9月11日に、野田聖子総務大臣が、「一部の地方団体による突出した対応が続けば、ふるさと納税に対するイメージが傷ついて、制度そのものが否定されるという不幸な結果を招く」⁽³¹⁾との見解を発表し、9月26日には「ふるさと納税のさらなる活用について」との総務大臣書簡を全ての地方自治体に発した。書

簡ではガバメント・クラウド・ファンディングに着目し、同年10月には「ふるさと企業支援プロジェクト」と「ふるさと移住交流促進プロジェクト」の立ち上げを発表した。

このように総務省は2017年には、返礼品に関してふるさと納税は対価性を求めない寄附という立場から、返礼品の仕組みに積極的に関与し、地域創生のツールとする方向へとシフトしている。それでもなお、過熱する「返礼品合戦」に対して、総務省は2018年4月1日通知ではふるさと納税の返礼品は「地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービス」としたが、通知を遵守しない一部自治体が「返礼品合戦」をさらに過熱させる状況となった。

このため2018年7月に総務省は、「返礼割合3割超」及び「地場産品以外」の返礼品を送付し、多額の寄附を集めている12団体を公表して、自主規制を促したが、自治体担当者のなかからは、かえって還元率の高い自治体を総務省が発表して、寄附を誘導しているようなものであった⁽³²⁾。同年7月には安田満総務事務次官は「ふるさと納税制度の存立の危機にさらされていると考えている。こうした状態が続けば、新たに何らかの制度的対応を検討せざるを得ない」⁽³³⁾と述べている。同年10月総務省は、再び現況調査を実施し、2019年3月29日に地方税法を改正して返礼品制度について法制化をし、ふるさと納税を総務省による指定制度とすることになった。

総務省はこの法改正のなかで、ふるさと納税の意義について、①納税者が寄附先を

選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること、②生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること、③自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと⁽³⁴⁾、以上の3点を挙げている。またこの指定制度に際して、総務大臣通知に反して高い返礼率と地元産品以外の返礼品でふるさと納税を集めていた、泉佐野市・静岡県小山町・和歌山県高野町・佐賀県みやき町は、2019年6月1日から2020年9月30日までふるさと納税の指定を除外される処分を受けた。

これに対して、泉佐野市は最後まで総務大臣通知に抵抗して、高い返礼率と地元産品以外の返礼品でふるさと納税を集めていた大阪府泉佐野市は、2019年に100億円還元閉店キャンペーンと銘打ち、2月から3月にかけて返礼品とは別にギフト券の提供を実施した⁽³⁵⁾。その一方で、泉佐野市は2019年6月10日にふるさとの納税制度の指定を受けられなかったことを不服として、国地方係争処理委員会に審査申出を行った⁽³⁶⁾。同年9月3日には国地方係争処理委員会が、ふるさと納税不指定とする総務省の処分について再検討を勧告し、泉佐野市を支持した。これに対して、総務省が国地方係争処理委員会の勧告に反して、引き続き泉佐野市をふるさと納税不指定とする意向を示したため、泉佐野市は11月1日に大阪高等裁判所に提訴した⁽³⁷⁾。翌2020年1月30日に大阪高裁は、泉佐野市

の返礼品は突出して極端であり、総務省の不指定の判断は裁量権の乱用ではないとして、泉佐野市の提訴を退けた⁽³⁸⁾。同年2月6日に泉佐野市は最高裁判所に上告を行い⁽³⁹⁾、同年6月30日の最高裁判決で、2019年の税制改正までの総務省の指導は「技術的な助言」であり、法的拘束力がないため、不利益処分の遡及となるとして、泉佐野市が勝訴した⁽⁴⁰⁾。7月3日には、最高裁判決を受けて、ふるさと納税の指定を除外されていた泉佐野市・小山町・高野町・みやき町が、ふるさと納税の指定を受け、復帰をすることになった⁽⁴¹⁾。

おわりに — ふるさと納税の返礼品の六大原則と、対価ある寄附の位置づけの変容

ふるさと納税による寄附は、税制の寄附金控除の自己負担額が発生したため、寄附を受納した地方自治体が、自発的に地元産品を五月雨式に贈呈し始めた。2011年の東日本大震災をきっかけに、ふるさと納税が定着し、翌2012年には返礼品を仲介するポータルサイト「ふるさとチョイス」が開設された。2015年には「ふるさと納税ワンストップ特例制度」による簡易な控除の手続きが導入され、ふるさと納税の限度額も1割から2割に拡大された。これらの制度拡充により、地方自治体間の「返礼品合戦」が過熱するようになった。

総務省の立場としては、返礼品は地方自治体が自発的に贈呈し始めたものであり、「地方六団体が自主規制すべき」との意見もあったが、2015年から毎年のように総務

大臣通知を発し、ふるさと納税の返礼品について、6つの大きな原則を定めた。この6大原則とは、①換金性の高いものは禁止（2015年4月1日付け総務大臣通知）、②高額な返礼品は禁止（2015年通知）、返礼割合が3割を超えないこと（2017年4月1日付け総務大臣通知及び2019年3月29日地方税法改正）、④居住している自治体へのふるさと納税に返礼品を送付しないこと（2017年通知及び2019年地方税法改正）、⑤地場産品以外のものは返礼品としないこと（2018年4月1日付け総務大臣通知及び2019年地方税法改正）、⑥ふるさと納税の返礼品にかかる費用の割合は寄附額の50%以内とすること（2019年地方税法改正）、以上6点である。

また、ふるさと納税の位置づけについては、2015年から2017年までの総務大臣通知では、「当該寄附金は経済的利益の無償の供与」つまり、対価性のない寄附として位置付けられていた。ところが、2018年通知よりこの文言が消え、地域創生の活用ツールとしての位置づけが強調されるようになった。この位置づけの変更は、総務省がふるさと納税の返礼品による地域活性化を重視する政策へと変容したことを意味している。翌2019年には地方税法の改正によって、ふるさと納税の寄附募集は総務省の指定制度に改められ、返礼品についても上記の六大原則によって総務省で管理されることになった。

ただし、この六大原則のうち、①換金性の高いものは禁止、②高額な返礼品は禁止、以上の2点は地方税法の規定ではなく、総

務大臣通知によるものであり、現在でも地方自治法の「技術的助言」とされている。このため未だに通知を遵守せずに、ふるさと納税の返礼品の中に、意図的に家電やゴルフ用品・自転車・寄附額が数十万円もする高額なものを出展し、多額の寄附を誘導する自治体が存在するという問題が残っている。本来、住民に対して法令の遵守を求める地方自治体が、技術的助言とはいえ、泉佐野市の先例を踏まえた現在においても、総務省の通達から逸脱する行為を行う現状は、中央政府との対等性（地方分権一括法）を逆手に取った「自立」という名もとの、「自律」を欠いた行為に他ならない。さらに言えば、ふるさと納税という目先の金銭目当てに、地方自治体が自らの存在意義を毀損する行為とも言わざるを得ない。

このように、2019年の地方税法改正後も、制度の矛盾は解消されておらず、加えて「対価ある寄附」という問題については、むしろこれまで以上に整合性が取れなくなったというのが、ふるさと納税制度の現状である。また、地方自治体はふるさと納税の制度に対して疑問を持ちつつも、住民税の流出を防ぐために、今やほとんどの団体が参戦せざるを得ない「自助的」な仕組みとなっている。先行研究の多くは、ふるさと納税不整合論に合っているが、ふるさと納税制度を抜本的に見直し、そのあるべき姿が如何なるものかについては、再検討していかなければならない。

注

(1) 『日本経済新聞』2021年4月5日

(2) 総務省「ふるさと納税返礼品に関する有識者の

- 意見の概要」2017年4月1日
- (3) 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」よくわかる！ふるさと納税 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/about/
- (4) 2010年まで寄附金控除の自己負担額は5,000円、2011年からは2,000円となっている。
- (5) 例えば、大阪府泉佐野市でも、感謝の気持ちとして泉州タオルの「タオルマフラーセット」や「フェイスタオルセット」などを送っていた（さのちよく泉佐野市ふるさと納税寄附サイト「ふるさと納税の本来の役割とはISSUE」）。
- <https://furusato-izumisano.jp/campaign/issue2.php>
- (6) 総務大臣通知「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」2015年4月1日及び総務大臣通知「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」2016年4月1日
- (7) 総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」2017年4月1日
- (8) 野田聖子総務大臣閣議後記者会見の概要（総務省）2018年9月11日
- https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000726.html
- (9) 総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」2018年4月1日
- (10) 「ふるさと納税地域活性論」の代表的研究としては、①安田信之助・小山修平「地域経済活性化とふるさと納税制度」（『城西大学経済経営紀要』39号、2016年）、②保田隆明「ふるさと納税による地方事業者育成支援効果」（『国民経済雑誌』216巻6号、2017年）、③保田隆明・保井俊之著『ふるさと納税の理論と実践（地方創生シリーズ）』（事業構想大学院大学出版部、2017年）④保田隆明「ふるさと納税とクラウドファンディングー新たな資金調達の可能性とまちづくりへの活用」（『地方財務』2018年9月号）、などが挙げられる。
- (11) TRUST BANK About 会社概要 <https://www.trustbank.co.jp/about/>
- (12) ふるさと納税の研究に関しては、「ふるさと納税不整合論」が圧倒的に多く、代表的な研究としては、①片山善博「「ふるさと納税」から税と自治の本質を考える」（『税経通信』2008年7月号）、②三角政勝「自己負担なき「寄附」の在り方が問われ
- る「ふるさと納税」ー寄附金税制を利用した自治体支援の現状と課題ー」（『立法と調査』371号、2015年）、③橋本恭之・鈴木善充「ふるさと納税の課題」（『会計検査研究』54号、2016年）、④水田健一「「ふるさと納税」制度とその問題点-寄附金税制のあるべき姿ー」（『名古屋学院大学論集 社会科学篇』53巻4号、2017年）、⑤佐藤主光「ふるさと納税の見直しを」（『地方財務』2018年9月号）、⑥嶋田暁文「「ふるさと納税」再考ーその問題点と制度見直しを踏まえてー」（『地方自治ふくおか』69号、2019年）、⑦高橋佑介「ふるさと納税制度の一考察ー意義とあるべき姿」（『地方財務』2018年9月号）、⑧土屋仁美「ふるさと納税における返礼品競争の要因と問題点」（『金沢星稜大学論集』53巻2号、2020年）、⑨段野聡子「ふるさと納税制度の課題ー寄附金控除制度からの一考察ー」（『安田女子大学紀要』48号、2020年）などが挙げられる。
- (13) 『日本経済新聞』2006年10月20日
- (14) 『読売新聞』2006年8月8日
- (15) 嶋田暁文「「ふるさと納税」再考ーその問題点と制度見直しを踏まえてー」（『地方自治ふくおか』69号、2019年）95頁
- (16) 高橋洋一「「地域格差是正のため」は誤解 ふるさと納税の本当の狙い」（『週刊ダイヤモンド』（95巻41号、2008年2月2日）112～114頁
- (17) 総務省「第1回ふるさと納税研究会 議事要旨」2007年6月1日
- (18) 田中康夫「ささやかだけど、たしかなこと。」（『サンデー毎日』（2016年1月31日号、112～113頁）。ただし、住民税は住民票の所在地によらず、現に居住している地で課税される居住地主義であり、田中本人が述べているように、本来は泰阜村に課税権はなく長野市から住登外課税をされることになる。
- (19) 田中康夫前掲記事（注18）112～113頁
- (20) 鳥取県・宮城県・山形県・佐賀県・徳島県「「ふるさと納税」制度スキーム」2007年7月
- (21) 総務省「「第9回ふるさと納税研究会 次第」及び「ふるさと納税研究会報告書」2007年10月5日
- (22) 『日経MJ（流通新聞）』2015年4月20日
- (23) 谷隆徳「ふるさと納税の動向と展望」（『地方財務』2018年9月）9頁
- (24) 総務省自治税務局市町村課事務連絡「「ふるさと

- 納税寄附金制度」(いわゆる「ふるさと納税」)に係る事務の取扱について」2013年9月13日
- (25) 2007年7月12日の5知事による「ふるさと納税スキーム」においても、すでに寄附者の控除手続きを年末調整等で完結できるよう極力簡素化することが提言されている。
- (26) 橋本恭之・鈴木善充「ふるさと納税の課題」(『会計検査研究』54号、2016年)13頁
- (27) 『朝日新聞』社説、2021年8月13日
- (28) 前掲総務省文書(注2)
- (29) 前掲総務大臣通知(注6)
- (30) 総務省自治税務局「ふるさと納税指定制度における令和元年6月1日以降の指定等について」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20190514_02.pdf
- (31) 野田聖子総務大臣閣議後記者会見の概要(総務省)2018年9月11日
https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000726.html
- (32) 実際にこの12自治体の全てが、前年度(2017年)の寄附額を大幅に上回り、茨城県境町(1119万0500円→21億6247万6522円:193.2倍)、岐阜県関市(1億0818万0132円→14億1346万2869円:13.1倍)、静岡県小山町(1058万3200円→27億3695万3146円:258.6倍)、滋賀県近江八幡市(1億2381万5303円→17億6543万7939円:13.8倍)、大阪府泉佐野市(135億3248万9287円→497億2562万7465円:3.7倍)福岡県宗像市(1億0106万4375円→15億6149万6865円:15.5倍)、上毛町(381万0000円→12億0586万0000円:316.5倍)、佐賀県唐津市(8401万6239円→43億8888万0000円:52.2倍)、嬉野市(1610万0000円→26億6965万0000円:16.7倍)、基山町(990万0500円→10億9222万0498円:110.3倍)みやき町(1184万0000円→72億2354万2226円:610.1倍)、大分県佐伯市(3314万4390円→13億5021万2401円:40.7倍)となっている。
- (33) 総務省自治税務局「ふるさと納税指定制度における令和元年度6月1日以降の指定等について」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20190514_02.pdf)
- (34) 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」ふるさと納税の理念 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/policy/
- (35) 一般財団法人ゆうちょ財団「再び、ふるさと納税制度を問う」2019年3月12日、<https://www.yu-cho-f.jp/research/knowledge/clm038.html>
- (36) 国地方係争委員会「令和元年5月14日付けで総務大臣が地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定をしなかったことに係る審査の申出について(通知)」2019年9月3日
- (37) 『日本経済新聞』2019年11月2日
- (38) 『日本経済新聞』2020年1月30日夕刊
- (39) 『日本経済新聞』2020年2月7日
- (40) 『日本経済新聞』2020年7月1日
- (41) 『日本経済新聞』2020年7月4日
- (はま けいすけ 大阪大学大学院文学研究科)